

儀礼をめぐる関係高松松平家と彦根井伊家の



御 厨 義 道

はじめに

松平頼恭の勤務態度と他家応接

紅葉山・増上寺参詣の御先立「習礼」をめぐる関係増上寺御忌法要の儀式次第をめぐる関係

おわりに」にかえて

はじめに

固有の役割を果たしていた。 詣の先立・予参、老中からの政務聴取、将軍の名代など、他の大名が担わないであった。溜詰大名は、殿中儀礼での「着座」、月次以外の登城、将軍家霊廟参高松松平家と彦根井伊家は、会津松平家とならんで代々溜詰を務める「常溜」

「は我々にい。 をめぐる両家の関係を示す事例を紹介し、溜詰大名のあり方について若干の分本稿では、主として彦根藩井伊家文書を使いながら、将軍家霊廟に関わる儀礼間には、情報交換や相談などの相互交流があり、また姻戚関係ももっていた。「常溜」の大名として、役目を果たすにあたって、高松松平家と彦根井伊家の

松平頼恭の勤務態度と他家応接

いると考えられ、また同時代の大名にも影響を与えたことが窺われる。平家の「中興の英主」とされる頼恭のあり方は少なからず後年に影響を与えて主の個性による部分が多く、高松松平家一般に敷衍されるものではないが、松恭の大名としての勤め振りと他家との関係に関する意識をみておきたい。一当彦根井伊家と高松松平家の関係を具体的に検討する前に、高松松平家五代頼

財政再建に成功、借財を整理した上で、一定の備蓄をするまでに回復させた。ては水戸家以外から迎えた初めての当主であった。頼恭は、宝暦改革に着手し、えられ当主となった。同じ水戸分家で、係累ではあるものの、高松松平家にとっが在位五年で嗣子がないまま死去したため、元文四年(一七三九)養子として迎頼恭は、水戸徳川家分家の守山松平家二代頼貞の子で、高松松平家四代頼桓

> 大名の手本」であると、 明和八年(一七七一)没する直前、病に伏した頼恭を見舞った老中は、 御用が免ぜられ、以後の月次登城についても随意にするよう計らわれたという。 勤めたことが老中の知るところとなり、 之御挨拶」に訪問したところ、直幸は、頼恭の厚恩をかたじけなく思っていたの と相談しており、慕っていたという。 であることと時期的に重なり、同席間での影響が想像され、興味深い。ちなみに、 りには受け取れないが、井伊家の「直勤日記」の作成開始が宝暦十三年(一七六三) 成にならい、各家で絵図・記録などを置くようになったとしている。 は間違いない。「増補穆公遺事」では、同席の大名が、頼恭の溜詰の勤務記録作 記」とともに「朝参筆記 恭著述目録」には、高松松平家歴史資料中に現存する「京都奉使録」「日光名代 事」『新編香川叢書史料編一』、『増補高松藩記』)。「増補穆公遺事」に所載される 信仰も不浅趣」であった。 「増補穆公遺事」によると、井伊直幸は頼恭に勤め向きをはじめとしていろいろ このような頼恭に対して周囲の評価は高く、 挨拶がなくとも疎略にするつもりはなかったと答えた、とも記されている。 高松藩家老に語っている(「増補穆公遺事」)。 勤方之儀

> 四冊」との記載がみられ、作成されたこと 明和六年(一七六九)には、 頼恭の後を継いだ頼真が井伊家に「御頼 将軍の上聞に達せられた結果、 「御三家・国持衆を初 御先立を百回ほど無難に 額面どお 諸大名の

の中に、次のような部分がある。かを表す資料がある。発給経緯の詳細は不明であるが、宝暦年間に出された達かを表す資料がある。発給経緯の詳細は不明であるが、宝暦年間に出された達このような勤め振りをみせた頼恭が、高松松平家をどのようにとらえていた

高松藩記」、「穆公遺訓諸役書記」「香川県史近世史料工」) 高松藩記」、「穆公遺訓諸役書記」「香川県史近世史料工」) で不、何卒重き御奉公も有之節は、万分の一の御厚恩を報じ度事に候(『増補活人名中の上に立候は、冥加至極難有事に候間、別て公儀をば他よりも大切にて、共に天下を泰平に被致御取立の衆中とは隔別にて、全く御爪の端(異我等家は、国持大名の先祖勲功にて代々領し来り、又は御譜代衆の戦功器量

なる家と位置づけ、将軍家の係累であることをもって領知が与えられ、格式がらとともに武功をあげ、器量をもって天下統一を補佐してきた譜代大名とは異ー自らの家のあり方を、戦国時代から領知を維持してきた「国持大名」や家康

ぶぶら。ている。頼恭の殿中での勤め振りは、この思想が基盤となっているとみること備えられたと明確に示している。その上で公儀への奉公を最も重要であるとし

て次のような申し渡しがなされている。このことに関連して、宝暦九年(一七五九)六月江戸において頼恭から家老通じこのことに関連して、宝暦九年(一七五九)六月江戸において頼恭から家老通じことは「国持大名」や譜代衆に対して恥ずかしい限りである、と述べている。このぶることでこれを示し、公儀への奉公を大切に考えていない家臣がいる。このこの達には続きがあり、格式の高いことを心得違いし、他へ自慢し驕りたかこの達には続きがあり、格式の高いことを心得違いし、他へ自慢し驕りたか

御大名方は勿論、 使者に罷出候御先方、又は御供先等にても、 御家柄の事故、 懃に致候よりは、手高に致候義宜候と存居申候事も有之候は、自今は屹度相 には御家柄・御席柄とも、 承可申候、 御大名・御旗本衆並其以下使者取次とも、 (『増補高松藩記』 然処御家中の面々、 縁取又は白沙へ出候差別の儀、 前々よりの致来にて、総じて御見廻の御方取次候節、 御直参へは、 御重き事故思召有之、総て御挨拶向を御慇懃に被 心得違手高に有之候ては、 都て様付に仕、 兼相極候通に、 一他所者に付合候は、兼て相極候通 随分慇懃に致平伏、 請答をも丁寧に可仕旨、 不都合に被思召候、 相心得可申 御口上等 余り慇 被仰 御

にすべしと命じている。
にすべしと命じている。
とし、以降はこれを改め、大名・旗本衆とその使者や取次に対して慇懃に応対とし、以降はこれを改め、大名・旗本衆とその使者や取次に対して慇懃に応対とし、以降はこれを改め、大名・旗本衆とその使者や取次に対して慇懃に応対とし、以降はこれを改め、大名・旗本衆とその使者や取次に対して慇懃に応対とし、以降はこれを改め、大名・旗本衆とその使者や取次に対して慇懃に応対としている。

対なのである。 成めている。それを具体化させたのが、他家への慇懃な応接、「様」付などの応成めている。それを具体化させたのが、他家への慇懃な応接、「様」付などの応の上に立つとしながらも、それをもって他家に対して驕った態度をとることを頼恭は、高松松平家を外様大名や譜代大名とは一線を画す存在とし、諸大名

公を尽くすというのが頼恭が新たに打ち出した高松松平家のあり方であった。高い家格であっても他家に対して礼を失せず節度を正しながら、幕府への奉

ている。

「増補高松藩記」)。このような制約がある中で、「御家柄」に関わる事項につめ、あれこれと斟酌し、思ったことを十分に言い出せなかったと伝えられていめ、あれこれと斟酌し、思ったことを十分に言い出せなかったと伝えられていめ、あれこれと斟酌し、思ったことを十分に言い出せなかったと伝えられていめ、あれこれと斟酌し、思ったことを十分に言い出せなかったと伝えられている。

(胡光「高松藩の藩政改革と修史事業」)。 (胡光「高松藩の藩政改革と修史事業」)。 (は録」 その他の記録をさせている。松平家の家の事跡と家臣諸家の歴史を明確松平家の記録をまとめるよう命じ、「御代々之御実録を始、藩臣諸家之家譜・登松平家の記録をまとめるよう命じ、「御代々之御実録を始、藩臣諸家之家譜・登

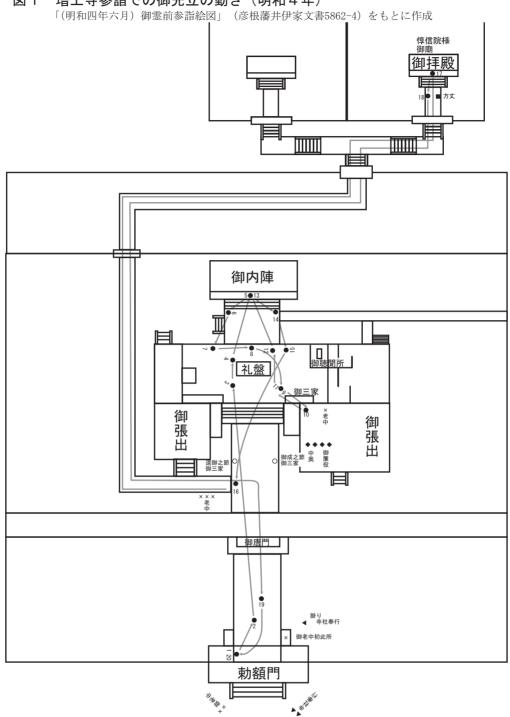
を改め、幕府への忠勤を果たす家として存在意義を見出そうとしたのである。て存在意義とする他の大名とのあり方の差を認識させた上で、他大名との関係家としての存在意義を揺るがす側面をもっていた。頼恭は、武功や器量をもっ家格を与えられた高松松平家に、守山松平家の頼恭が当主に入ることは、大名家格を与えられた高松松平家に、守山松平家の頼恭が当主に入ることは、大名の方で、家康からの血筋、本家水戸家との深い親族関係を拠り所として高い

増上寺御忌法要の儀式次第をめぐる関係

名間の儀礼をめぐる関係および幕閣(老中)との関係をみていくこととする。御忌における儀礼次第をめぐる一連の記録(調査番号五八六二)をもとに、溜詰大て遺されている。ここではその中から、明和四年(「七六七)の増上寺での将軍を務めていた。彦根藩井伊家文書にはこの役目に関わる記録群が「式書」とし溜詰大名は、将軍家祖霊の参詣において「御先立」や「着座」といった役目

溜之間内の南側障子際に、松平頼恭一人、もしくは井伊直幸と二人、松平頼真り、御機嫌伺の拝謁が済んだ後、老中松平右京大夫輝高から相談があるので、中へ申し入れた。その後、同朋頭原田順阿弥をもって老中松平右近将監武元よ頼恭・頼真、井伊直幸らは、将軍の御機嫌伺のため登城し、同朋頭を通じて老明和四年六月九日は惇信院(九代将軍徳川家重)の七回忌の中日にあたり、松平

増上寺参詣での御先立の動き(明和4年) 図 1



- 1参居し、将軍の御先を見る
- 2将軍が下興するのを見て、御先に立つ 3に控え、将軍が御聴聞所前で御手水されている内に
- 4へ移動、御手水の様子を考えながら
- 5へ移動、御内陣を窺う
- 6へ移動、将軍が「御拝①」を行っている内に
- 7へ参居、将軍の御備物が済み、階段を下るときに
- 8へ出座、ここから将軍の御先へ立つ
- 9に参居し、将軍が御聴聞所へ入る時に拝伏 御簾が垂れているのを確認
- 10の位置に御三家着座の畳の上を通って着座 (御聴聞所の)御簾があがり、読経が始まる 被物まで済み、御簾が垂れ、出家退出 御三家堂下へ移動、御簾揚に中奥小姓出る
- 11中奥小姓より先に立って、参居
- 12御簾担当の中奥小姓が退入したら ここへ参居、御前を窺い拝伏
- 13へ移動、御内陣を窺う
- 14へ移動、参居
- 15将軍が御拝②を行っている内に移動、参居 御拝②が済み、階段を下るのを見て、御先へ立つ
- 16この位置で将軍から御三家へ上意の内に、中座
- 17御拝殿を窺う
- 18へ移動、御拝③が済み、帰る様子をみて、御先に立つ
- 19予参之衆への上意があるので、中座
- 20へ移動、平伏

「明和四年六月 増上寺年忌御法事参詣之式書」(彦根藩井伊家文書5862-3)をもとに作成

論考 130

も居残る旨を回答した。 を含めた三人、いずれでもいいので居残るよう指示があった。そこで、三人と

「御法事御当日御参詣御先立之儀」について次のような指示が申し聞かされた。 将軍への拝謁が済んだ後、三人で待っていると、ほどなく松平輝高が出てきて、

御前正面へ参り、 聞にも達しており、上 ように、このことは、老中が相談をした上で、御用取次を通じてそれとなく上 は御三家の着座する畳の前へ出座する。中奥小姓が御簾をあげ、御先立の者が いたすようにせよ、というものであった。 一つ目の指示は、参詣儀礼の途中、将軍の「御聴聞」が済むと、御先立の者 上(将軍)を伺って、「得と拝伏」いたし、御内陣伺いに参る (将軍) も拝伏を見当にしてお立ちになるので、「得と拝伏

だ後に行われる将軍の内陣参拝の場面のことで、 御聴聞所の前、 して拝伏をする場面がある。 軍が輿を下りて、 くするためのものである旨が説明されている。 これは、 こでは時間をかけて、 図1は、 将軍の前に座り12の位置で拝伏をするのであるが、この拝伏を「得と」(こ 要所要所で将軍の行動の先に立つのであるが、儀礼の流れ上、 将軍が次の行動である内陣参拝へと立ち上がるタイミングを計りやす 増上寺参詣における先立の動きを図化したものである。先立は、 すなわち将軍の前を通って内陣へ移動する (図の11~13)。その際 内陣に参り、 の意になると解される)行え、 今回指示が出たのは読経・被物などの儀式が済ん その後、年忌を迎えた祖霊廟を参拝し帰るまで というのが指示の内容である。 先立は内陣を先に伺うために、 将軍に対 将

談するかどうかを決め、案内すると言って、戻った。 儀であるので、いつまでも待つが、様子によっては、輝高宅へ家来を指し出す がかかるであろうから、 に伝達しようか」と溜詰衆に対して告げた。これに対して松平頼恭は、 十分に協議した上で達すべきことであり、 'きであろうかと、回答した。すると輝高は、まずは同列衆 (他の老中) と、 二つ目の指示は「雨天之節御成御参詣之御道通り御先立之儀」についてであっ 松平輝高は「老中衆の中で相談があったが、はっきりと決定をみていない。 (井伊・松平氏は) 先に退出し、 今日相談をするのだが、かなり時間 十二日 (増上寺での法要) 御用の 相

井伊・松平ともに、 初めの席で待っていると、輝高が再び席に出てきて、 雨

> 拶をした。 寧に申し聞かされたので、以後安心して務められるはずでかたじけないと、挨 された。そこで、直幸は、そのときには御指図くださいと申し述べ、段々と丁 決めがたいことであるので、そのときにくわしく示しあわせるべしと申し ろと示談に及び、輝高から、差し迫ってからのことは、 天之節御参詣絵図」を提示して、御先立の行動について伝達があった。 あらかじめはっきりと いろい 聞か

で増上寺に行き、今回の用向を取り計らうことになったからである。 恭から武元へ前もって提出したものであった。武元ではなく、輝孝が指 したのは、 ら事前に頼恭へ内々に問い合わせがあっていたからであり、提示された図は頼 今回の指示が、間を置かず、その場で申し聞かされたのは、老中松平武 武元が月番老中にあたっているため、輝高が十二日の参詣の御先勤 宗を出

平氏歴世年譜」高松松平家歴史資料)。こうした関係に加えて、 勤め振りがあった故に、 武元の子武寛のもとに頼恭女栄 りの頻度で武元を招いて饗応していることが知られる。明和五年(二七六八)には、 たらしく、 享四年 (一七四七) から三十三年間老中を務めた。武元と頼恭はかなり親交があっ 水戸徳川家分家の石岡松平家三代頼明の次男で、上野国館林松平家を継ぎ、延 頼恭に内々に相談した老中松平武元は、 延享元年(一七四四)に頼恭が茶会に招いたのをはじめとして、 老中武元からの事前の相談がなされたのであろう。 (柴姫)が嫁し、 頼恭と縁戚関係があった。 姻戚関係も結んでいる 前節で述べた頼恭の

書状写とまとめて袋に収納された状態で伝来している。 六二―五)。井伊家作成の絵図は、書状とともに返却され、 状写が彦根藩井伊家文書の中に遺されている(展示資料40、 点付で作成し、 老中からの指示を受けて、即日、 間違いないことを確認している。その旨を記した六月十一日付けの頼恭書 松平家へ提示する。松平家はこれを自家作成の絵図と引き合わ 井伊家では御先立の行動を記した絵図を合 後の整理により 彦根藩井伊家文書五八 頼恭

た袋の上書は次のようになっている 書状では、 問題なし、とされているが、絵図とともに頼恭書状写の入ってい (井伊家文書五八六二―三~四

明和四丁亥年六月

松平讃岐守様当引合一遺候図式并無相違儀申来候返状写壱通

サL女〜畳 但、中座之事、讃岐守殿ゟ付札≒申来候、後右京大夫殿≒及相談候儀此方にて

のかたちで提示されたのである。絵図が頼恭から井伊家へ返却される段階で、「中座」に関わる意見が「付札」

が絵図に付された。しかし、 立って進む (15→16) 軍が二回目の内陣参詣を行った後、 者は中座しなくてもよいのか」と問いかけている。一応の決着として、 側は「御内陣の正面であるため同朋頭などは中座するように思うが、 ある。これについて頼恭は 先立役は「中座」をするというのが井伊家側の作成した絵図に示された手順で 六月十二日の増上寺参詣にあたって、 には報告せず、 なった「中座」 頼恭が指摘した「中座」の問題は、 以降は中座をしない、ということになり、 はこれまで必ず行われてきたものではないので、老中松平輝高 が、将軍は途中で御三家に対して上意を示す。そのときに 「此所弥中座"及不申候」と付札をしてきた。井伊家 絵図にはさらに付札がなされており、この問題は 階段を降りるのにあわせ、 井伊家側から再度提示されたことが分か 図1の16の部分に関わるものである。 その旨を記した付札 御先立役は先に 御先立之 問題と

勤候『中座致し、此度中座不致候画者、 此中座之儀、 致候由承候、 も無之間、中座"及間敷被申聞 候義見請被申候、 大夫殿立之相達置旨申候所、右京大夫殿被申候者、成程先年某勤候節、 心付、 御先立勤中座致し候、 明和四亥年六月十二日於増上寺、 両人区"成候"も如何"存候間、此後中座致間敷存候、併先年私相 三回御忌之節、 併某申候通り、 某先立相勤中座致し候所、 此度讃岐守と申談候所、 同席区"成候"も如何"候間、 是又如何 右京大夫殿『序も有之『付、 '存候間、 讃岐守音是迄中座不被 此度中座"不及旨申合 中座不致候段、 御内陣御間近に 三回御忌 、中座致 右京

ど詳細な内容が分かるものを用いて同席間の相談がなされて決定されること、しないようにしたためであることを確認している。溜詰大名の行動は、絵図な老中松平輝高に、経緯を説明し、中座をしないのは同席同士が異なった行動を家との相談の中で中座しないことになったとはいえ、不安があったようである。(家重の)三回忌の時に先立を務めた井伊家では中座をしていることから、松平

六月九日に江戸城内にて出された二つ目の指示である「雨天之節御成御参詣!席間の合意事項は、老中の了解を求める場合があることを確認しておく。

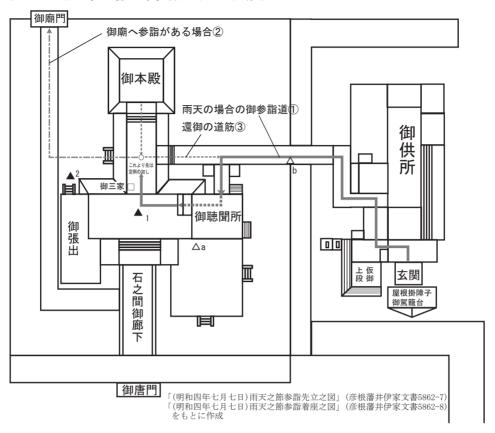
となっている。 之御道通り御先立之儀」については、六月十二日の増上寺参詣の際に再び話題之御道通り御先立之儀」については、六月十二日の増上寺参詣の際に再び話題、六月九日に江戸城内にて出された二つ目の指示である一雨天之節御成御参詣

で詳しく示談に及び、 おり、 この話し合いには、老中の阿倍正右も同席していた。 に伝達のあったことと今日達しのあったことをあわせ、 の節の御先立の勤め方のことを、 間に、雨間(一時的に雨が止むこと)があれば御廟へ参詣することが伝えられ、そ だっての指示の通りである」との伝達があった。 申し聞かせたとおり、 御成を待っていると、直幸・頼真に松平輝高から「この間(六月九日江戸城内で) 部屋へ行くと、御先勤として老中の松平右京大夫輝高、 井伊掃部頭直幸は御先立、 この日は惇信院様(家重) 御法事御用総奉行である阿部伊予守正右が早朝から詰めていた。 雨天の節、 かつ着座の進退・勤め方などについても説明がされた。 松平兵部大輔頼真は着座を命じられていた。 の七回御忌御法事に将軍が増上寺を参詣するため、 御供所より御成になれば、 絵図を以て詳しい説明がなされた。 続けて 輝高・直幸・頼真の間 松平周防守庸福が来て (将軍の)「御聴聞」の 御先立の進退は先 六月九日

らさまざまな細かい指示があり、 行動経路が変更になる (図2①)。 が されていることが分かる。 この示談の内容は、絵図として記録されている。その絵図を参考に作成した (図1参照)、雨天の場合は、 絵図の書き込みを読むと、 図2である。 通常の参詣の場合、 駕籠が御供所の玄関に着けられるため、 老中の指示について、 その際の対応が今回の話題であった。 直幸・頼真との示談によって決定されている 勅額門から唐門を通って本殿へ向かう 溜詰同席間で改めて検討 将軍の

の位置へ移動し、御廟へ参詣する将軍に平伏するのが望ましいが、将軍の本殿(内いて△bに移動し平伏する、というのが手順である。△aの位置から直接▲2から霊廟へ向かい参拝する間に▲2へ移動し、還御の際に平伏、将軍の後に付が済んだ後、本殿(内陣)への二度目の参拝の時に、△aの位置から▲1の場所雨の様子により御廟への参拝が行われる場合、「御着座」は、将軍の「御聴聞」雨の様子により御廟への参拝が行われる場合、「御着座」は、将軍の「御聴聞」

図2 雨天時の増上寺参詣における動き



たちがよいと指示があった、という説明がついている。があることは老中も了解しており、行きは▲1、帰りは▲2での平伏というか陣)への二度目の参拝時に御三家が□の位置から脇口を通るなど、移動に支障

対のものではない様子をみてとることができる。であると、溜詰同席中で相談がなされた旨が記されている。老中側の指示が絶廟へ参拝している間に、△bへ移動し、①を通って帰る時に平伏するのが妥当ところが、絵図に付札があり、▲1から▲2への移動には及ばず、将軍が御

ている。 には、 儀式上の各行動について指図しているが、 なされることもあった。 るのではなく、 解をとり で絵図を用いた具体的・詳細な情報の交換・ 「示談」 やりとりの詳細をみてきた。ここでみられる関係は、 以 上 同 が存在するというものであった。また、老中の指示の後、 2席間での差異があるのは望ましくないという意識の下、 明和四年(一七六七)における、 調整結果は溜詰大名間のみでの了解事項となるのではなく、 つける場合もあった。 溜詰大名相互の相談の中でより良いと思われるかたちに変更が また、 老中からの指示は絶対的なものとしてあ 増上寺参詣の先立役・着座役に関わる 一方的なものではなく溜詰大名との 確認があり、 老中が主導的な立場で、 双方で食い違う場合 調整がなされ 溜詰大名相 老中の了

紅葉山・増上寺参詣の御先立「習礼」をめぐる関係

 \equiv

崎寛徳著書)。 使寄合留帳 でに先学によって指摘があり、 0) の実態をみていく。 家の間で行われる(言い換えると溜詰大名間で行われる)「習礼」については、 「習礼」をめぐる関係についてみていくことにしたい。 いては、 ここでは、 文化六年正月~三月」(調査番号四七六)を用い、 文化六年(一八〇九)の紅葉山参詣、 先学の成果によりながら、 文化六年の事例についても紹介されている 同年の彦根藩井伊家文書 増上寺参詣の御先立につ 彦根井伊家と高松松 習礼をめぐる関係 (岡 す

井伊直亮への御先立仰付

登城すると、大目付伊藤河内守忠移より御礼が済んだ後、居残るよう達があり、文化六年正月七日、井伊玄蕃頭直亮が、例年のとおり「若菜之御礼」のため

御参詣之節御先立可仰付段. 残っていると、老中が列座する中、老中土井大炊頭利厚より「向後御宮御霊屋 」が通達された。

年齢に達すると溜詰の役目のひとつである「御先立」役を務めることが通例と この時点では十六歳、十一代直中の世子であった。世子に決定した後、一定の なっていた(「(井伊家) 系譜」『新修彦根市史史料編近世 Ⅰ』)。 井伊直亮は、 後に井伊家十二代当主となるが、寛政六年(一七九四)生まれで

を務めていなかったため書面での伝達のみ(「御吹聴計奉札を以申遣」)であった。 である会津松平家は、金之助容衆が当主となっていたものの幼年であり、 松平讃岐守頼儀へ「御吹聴」の使者をもって伝達された。「常溜三家」のひとつ |亮に「御先立」役を命じられたことは、 溜詰大名である松平越中守定信 溜詰

松平頼儀への「習礼」依頼

知の回答をし、 せて届け方の先例を知りたいとの依頼もなされている。 届け出る必要がある。 は現地でのリハーサルであることから、現地を事前に「内見」する旨を幕府へ 立を仰せ付かると思われるので、 日程については追って井伊家側から連絡する、との口上を述べた。「習礼」 |亮へ「御先立」が命じられた翌日の八日、 高松松平家留守居役長谷川多門を訪ね、 「内見」届については追って連絡する旨が伝えられた。 井伊家には紅葉山の 「紅葉山・増上寺御先立御習礼」をお願いした 「内見」の例がないことから、 来る十七日の紅葉山参詣の御先 井伊家御城使役富田権兵 松平家側は、 「習礼」承 〈衛が訪 あわ

「習礼」のための関係各所への連絡・調整

内見_ 届の手順に関する回答は、 十日に井伊家にもたらされ、 手続きが始め

する側であり、 備中守資愛へ伺いを提出し許された、というものである。今回は頼儀が同道を 役を命じられた際に、紅葉山御宮参詣は務めたことがないので、松平肥後守容 されている。類例書の内容は、寛政五年九月に松平頼儀が諸参詣の「御先立」 平頼儀を同道して行うことが書付によって届けられた。これには類例書が添付 (会津松平家) と井伊直中が紅葉山御宮へ同道することを時の御用番老中太田 十一日に井伊直中から老中土井利厚へ「紅葉山御宮御先立習礼」を松 逆転した形になったのである。

> 出していた「習礼」届出の書付に許可の旨を記した「付札」が付けられ返却さ には寺社奉行への相談が指示されており、同日中に寺社奉行大久保安芸守忠直 れた。許可が出たことは、松平家にも書札で通知されている。老中からの「付札」 礼」の日程が約束され、十四日ということになった。十二日に、土井利厚に提 「習礼」が届け出られた。 十一日は、直亮と頼儀はそれぞれ登城し、揃って退出をしており、その際に

礼」の延期が申し入れられた ころが、その後、松平家からの使者が井伊家に訪れ、頼儀の体調不良により 日の登城退出後直接紅葉山へ行くか、 目付の出役依頼もあわせて行われている。 がそれぞれ提出された。紅葉山御宮附の伊藤伝弥へ出迎・世話の依頼、 ことは明日雨天で延期になった時にこちらから相談するとの回答があった。と 日送りにするつもりでいることを伝えた。これに対して松平家から、 で難儀していることから頼儀だけで習礼をしてほしいこと、雨天の場合、 守居役を訪ね、「習礼」に当主の直中も出るべきところだが、かねてから「足 十三日には、老中へ日程を伝える届出、 帰宅後再度出てくるか、いずれにしても 同日、井伊家御城使役が松平家の留 城内門の通行を目付へ知らせる 明後日の 御小人

ど関係各所へ届出・通知が行われている。 回答した。そこで、改めて「習礼」の実施について、老中、 頼儀が快復したので、明日の登城後、直接紅葉山へ行き「習礼」を行うことを 習礼」の延期は十三日中に老中へ届けられ、 同日に、井伊家御城使が松平家を頼儀見舞をかねて訪問すると、松平家側は、 翌十四日には目付へも通知され 寺社奉行、 目付な

「習礼」とその後

取り計らいにより、内々に御霊屋でも へと向かった。御宮へ入り「習礼」を行い、さらに紅葉山御宮附の伊藤伝弥の ともに登城、 「習礼」当日となった十五日は月次登城の日にあたっており、井伊家・松平家 両者ともに帰館した。 直中は「足痛」のため帰館、 「習礼」を行った。 直亮・頼儀は揃って退出し、 紅葉山の御供所で休 紅葉山

れ、 習礼」終了後、老中土井利厚、寺社奉行大久保忠真、 松平家に対しては、「習礼」への御礼、 特に頼儀一人で「習礼」にあたって 目付などに届出がなさ

もらったことについての御礼が御城使役をもって伝えられた。

じめとする幕閣への「習礼」の届出・承認はあらかじめ決められた手順を踏ん 御城使が派遣され確認がとられている点は注目される)。 「内見」 届の手順に関する書類 められた一般的な行為となっていることが分かる。 で行われており、 のような実務上必要な細かい情報の交換が行われている様子も窺うことができる。 直接決定される場合も見出せる。同じ溜詰大名として登城日が重なることが多 い井伊家と松平家ならではのあり様といえるであろう(当主間での決定についても 守居役)が担当しているが、松平家との調整については、江戸城内にて当主間で んどすべてを担って行われている。その際に各所への連絡調整は、御城使役 礼」が実施される場合、それを受ける側(今回の場合、井伊家側)が段取りのほと 以上が、文化六年における紅葉山東照宮の御先立「習礼」の経緯である。「習 実施にあたって、事前に内々の調整が行われるなどの様子はなく、老中をは 「習礼」は大名同士の私的な情報交換というよりも、 幕府に認

平讃岐守様へ此御方様御習礼被進候節之通也」(正月十五日条)とあり、 た。このことは (「習礼」の日が延期になり、登城日にあたったため、通行する江戸城内門が変更になった の手順について「御城使寄合留帳」には、 以前井伊家が松平家に対して行った「習礼」の手順と同じであっ 「習礼」が定式化していることを明確に物語っている。 「都『寛政五年九月十三日松 一部の例

について、井伊家と松平家の間で調整が行われる。 亮は御先立役を務め、 での自己完結は可能と考えられる。したがって、「習礼」は儀式の予行練習という ているわけであるから、 紅葉山御宮参詣の先立については松平頼儀に対して、井伊直中が「習礼」を行っ 儀式・儀礼の手順などについては井伊家でも豊富な情報をもっており、 同席間での交流という側面が重要であったと考えることができる。 正月十七日に行われた将軍の紅葉山東照宮参詣において直 無事役目を果たした。続けて、 直中が健在で当主を務めているこの段階では、井伊家内 増上寺における 習礼 実際、

増上寺参詣御先立の「習礼」依頼

から調整が始められている。紅葉山参詣の先立が無事終了したことを報告し、 増上寺での「習礼」については、十七日の紅葉山東照宮参詣が終了した直後

> 提案である。これに対して松平家は、今月中は支障がないので、井伊家の都合 その際に直亮と一緒に頼儀に同道いただき一通り御伝授くださればよい、との 年末に増上寺惣御霊屋参詣をしておらず、近日中に参詣する予定であるから、 すべての御霊屋向きのことは同じように対応できる。ついては、幸い直中は昨 霊屋を拝見し、御内陣での「御伺(御窺)」についても伝授がすんでいるので、 とで頼儀に苦労をかけることを考慮し、先に行った紅葉山での習礼において御 口上を述べている。増上寺の「習礼」を以前に依頼しているが、たびたびのこ 次第で日程を決定してもらえば、少々のことは繰り合わせると回答している。 その「習礼」についての礼を述べた使者は、さらに 「増上寺御習礼」につ

「習礼」と頼儀の井伊家訪問

が回答された。 を述べた後、 るので、 せ井伊家屋敷へ訪れてほしいとの招待も伝えられ、 箱が届けられ、その答礼の鯛一折を持って御城使が松平家を訪れ、 十九日、 頼儀にもお出で願いたい旨が伝えられた。さらに朝の内に習礼を済ま 松平家から井伊家に対して、 増上寺の「習礼」について、二十一日に増上寺惣御霊屋を参詣す 直亮の初めての御先立役を祝う干 頼儀がこれを承知したこと

御目見、 儀は父子とともに井伊家屋敷を訪れた。屋敷では蹴鞠が催され、井伊家家老の 所で頼儀と落ち合い、同御霊屋にて「習礼」を実施した。終了後、 使者が遣わされて御礼の口上が伝えられた。 家を訪れて「寛々御対話被進、 二十一日、 蹴鞠拝見、御酒・御吸物下されがあった。翌日、 直中・直亮父子は揃って増上寺へ向かい、 同寺文昭院御霊屋御供 一方、松平家からも 井伊家御城使が松平

ある。ひとつには、増上寺での「習礼」について幕府への届出がなされた様子 する手続らしい手続はなく、 式的な印象をうけ、その後の頼儀を井伊家への招待が付随している点からも た、「習礼」の内容についても、 が全くない。井伊家の増上寺参詣が表向きの用件とされたためであろうか。 十五日に行われたの紅葉山東照宮で行われた「習礼」と比べると、 「習礼」で概ね理解したことをわざわざ伝えた上での「習礼」依頼は、 かなり緩やかで非公式な印象をうける 頼儀への配慮があったとはいえ、紅葉山東照宮 幕府に対 形

礼」としての意味は軽いように見受けられる。

先の紅葉山での「習礼」が表向きの公式な「習礼」とすると、増上寺でのそのにから。

化をもたらす一要素として機能したのではないだろうか。 指摘しているが、 上での行動について同席間の差異をなくし均質化を求める方向性があることを が蓄積されてきた江戸時代後期においては、 維持しながらも、 みられる「習礼」 る程度比重が置かれるようになったと推測される。二節において、儀礼・儀式 「習礼」に関わる状況をみてきたが、方法や手順が整備され定例化、 は、 習礼」 長く繰り返されてきた幕府の儀式・儀礼について各家に情報 儀式の予行練習あるいは手順・方法の伝授という意味を は大名間での儀礼・儀式次第の確認行為として、 他家に依頼し、 交流をもつ点にあ 定式化が 均質

「おわりに」にかえて

儀礼における溜詰大名の役目に関わる老中の存在について言及しておきたい。幕府儀礼をめぐる井伊・松平家の関係を中心に検討してきたが、最後に幕府

での御先立役についても土井へ「御心添」を願っており、また「御内間」をして、での御先立役についても土井へ「御心添」を願っており、また「御内間」をして、との理由で、井伊家が直接牧野忠精に頼むかたちになったようである。増上寺り計らうのが通例のようであるが、井伊家と土井家は「御格別之御間柄縁」(井り計らうのが通例のようであるが、井伊家と土井家は「御格別之御間柄縁」(井り計らうのが通例のようであるが、井伊家と土井家は「御格別之御間柄縁」(井中直中妹琴姫が土井利厚世子利広の正室)であるため、かえって取り計らいしがたいり計らのが通例のようであるが、井伊家と土井家は「御格別之御間柄縁」(井下での御先立役についても土井へ「御心添」を願っており、また「御内間」をして、での御先立役についても土井へ「御心添」を願っており、また「御内間」をして、での御先立役についても土井へ「御心添」を願っており、また「御内間」をして、での御先立役についても土井へ「御心添」を願っており、また「御内間」をして、での御先立役についても土井へ「御心添」を願っており、また「御内間」をして、での御先立役についても土井へ「御心添」を願っており、また「御内間」をして、での御先立役についても土井へ「御心添」を願っており、また「御内間」をして、

絵図面による指示を受けている。

てきたことから各老中へ「助合」を依頼してまわっている。ても、頼儀・直中ともに健康状態が悪く、直亮一人に命じられる可能性ができさらに、二十九日に予定されていた大納言家慶の紅葉山参詣での先立につい

遂行にあたって、同席間の関係とともに、老中の存在が作用しているのである。関わる老中の一定の主導性について指摘した。儀礼・儀式での溜詰大名の役目の「心添」「助合」を求めたのであろう。二節での検討においても、儀式次第にできるが、実際の礼式中は頼ることができない。そこで同じ儀式出席する老中儀礼・儀式の前においては同席の大名家に「習礼」などを通じて頼ることが

参考文献

【単行本】

彦根市史編集委員会『新修彦根市史 第二巻 通史編 近世』彦根市 平成二十年一月岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』校倉書房 平成十八年五月朝尾直弘編『譜代大名井伊家の儀礼』サンライズ出版 平成十六年三月

[編纂史料]

【展覧会・展示図録】

『江戸城』江戸東京博物館·読売新聞東京本社 平成十九年一月

論文

城博物館(平成十三年三月)野田浩子「大名殿席『溜詰』の基礎的考察」(『彦根城博物館研究紀要』第一二号)彦旭

物館(平成十七年三月)野田浩子「溜詰大名の将軍家霊廟参詣」(『彦根城博物館研究紀要』第十六号)彦根城博